

国民年金基金掛金一括納付申出書

届書コード	0331												
加入員番号										生年月日			
										5：昭和 7：平成	年	月	日

一括納付対象月	申出月分から 令和 年 月分まで
---------	------------------

※申出月は本申出書を国民年金基金が受理した月となります。

上記のとおり申出します。

令和 年 月 日

国民年金基金あて
〒 ー

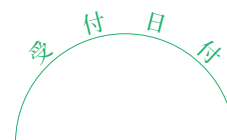
住 所 _____

電 話 _____

フリガナ _____

加入員氏名 _____

※裏面をご確認の上、太枠内をご記入ください。



掛金の一括納付を希望される方へ

1. 掛金の一括納付は同一年度中の掛金について数ヵ月分を一括して納付する場
合に限り認められます。
2. 掛金の一括納付には割引は適用されません。
3. 一括納付掛金は、一括納付開始月分の掛金の口座引落とし時（対象月の翌々月
の1日）に一括納付する月数分の掛金が一括して預貯金口座から引き落とされ
ます。
4. 所定の期日に、預貯金口座の残高不足により一括納付掛金の引落としができな
かった場合には、一括納付の取扱いは致しませんので特にご注意ください。
5. 掛金を一括納付された方が一括納付終了月前に国民年金基金の加入資格を喪
失した場合には、資格喪失された月の前月までの通常掛金を納めていただいた
後、残額をお返しいたします。
6. 一括納付申出書の提出期限は一括納付開始月の末日（必着）です（ただし、
加入申出時に一括納付をされる場合は別になりますので、当国民年金基金へお
問合せ願います）。
その日以降に申出書を提出されても一括納付の取扱をすることはできませんの
でご注意ください。
7. 一括納付された場合、一括納付した期間は掛金の減口はできません。

国民年金基金掛金一括納付申出書

新規加入の方は「加入員番号」欄を空欄のままご提出ください。
加入中の方で加入員番号が不明の場合は、未記入のままご提出いただいても結構ですが、その際、必ず「生年月日」及び「加入員氏名」を記入してください。

届書コード 0331

加入員番号										生年月日			
										5：昭和	年	月	日
										7：平成			

一括納付対象月

申出月分から 令和 6 年 3 月分まで

※申出月は本申出書を国民年金基金が受理した月となります。

上記のとおり申出します。

令和 年 月 日

国民年金基金あて

〒

住所 東京都千代田区霞が関 - -

電話 ()

フリガナ ネンキン タロウ

加入員氏名 年金 太郎

※裏面をご確認の上、太枠内をご記入ください。

【ご記入の際の注意事項】

上記の「一括納付対象月」の欄に、掛金一括納付を希望する期間（終期）を必ずご記入ください。

国民年金基金の「加入申出書」と一緒に、本申出書を提出する方の掛金一括納付期間は、加入申出月から最大で当年度3月まで指定することが可能です。

本申出書の書式データは、当基金ホームページからダウンロードすることが可能です。

掛金一括納付申出書を提出する際の注意事項

当基金の掛金一括納付をご希望の場合は、必ず加入申出時に「加入申出書」と一緒に、「掛金一括納付申出書」を当基金までご提出ください。

1. 掛金一括納付の概要とスケジュール

掛金の納付方法は、通常、「毎月納付」と「1年前納」（割引適用あり）（※）の2種類があります。このほか、年度途中で数か月分をまとめて支払う「掛金一括納付」（割引適用なし）の方法があります。

新規の加入申出時に、「加入申出書」と一緒に、「掛金一括納付申出書」をご提出いただくと、加入申出月分から同一年度内の掛金分（最大翌年3月分まで）をまとめて初回の口座引落時に納付することができます。掛金の納付は、口座振替のみのお取扱です。クレジット払いや現金納付は出来ませんので、予めご了承ください。

令和5年12月末日までに納付した当基金の掛金全額が、令和5年分の確定申告で社会保険料控除の対象となりますので、この掛金一括納付の申出により、加入月分から翌年3月分掛金までを初回引落時にまとめて納付いただくと、今年大きな節税効果を得られます。

（※）掛金1年前納は、その年の4月から翌年3月までを1年度として、毎年一回、掛金をご指定口座から引き落とします。その際、0.1か月分の掛金割引が適用されます。口座引落は、原則、毎年6月に行います。当年度の1年前納の申出締切は4月末日となり、5月以降の加入申出時（年度途中）に1年前納を希望された場合は、次年度からの適用となり、本年度は自動的に毎月納付となりますので、ご注意ください。

<令和5年の掛金一括納付スケジュール例>

- （1）本年10月13日（金）までに、加入申出書と一緒に、掛金一括納付申出書を提出（当基金必着）した場合
→本年10月加入となり、10月分掛金から令和5年分の控除対象となります（初回口座引落予定日は12月1日。国民年金保険料の引落が同時にある場合はその前日。）
- （2）本年10月16日（月）以降に、加入申出書と一緒に、掛金一括納付申出書を提出（当基金必着）した場合
→ご提出月の加入となりますが、掛金の初回引落予定日は令和6年1月以降となるため、令和5年分の控除対象になりませんので、ご注意ください（令和6年分の控除対象となります。）。
※掛金の口座引落日は、加入申出書の提出時期や手続の進捗状況によつ

て変わりますので、詳細は当基金事務局までお問い合わせください。

2. 加入申出前の確認事項

国民年金基金は、国民年金（基礎年金）の上乗せ制度という性質上、基金の加入申出時に、日本年金機構が管理する加入申出者の国民年金被保険者記録とのデータ照合を行います。

このデータ照合において、加入申出書の記入内容と、国民年金被保険者記録（第1号被保険者であること・基礎年金番号・住所・氏名等）との間に齟齬が生じますと、その確認手続に時間を要するため、初回の掛金引落日が遅れ、令和5年分の控除対象にならない場合があります。

例：本年10月13日営業日までに「加入申出書を提出」（当基金必着）→「本年11月上旬にデータ照合」→（エラーがなければ）→「本年12月1日に初回掛金引落」（国民年金保険料の引落が同時にある場合はその前日。）

このため、当基金に加入申出する前に、お客様の住所地を管轄する各年金事務所にて、ご自身の国民年金被保険者記録をご確認ください。

【確認事項】：国民年金被保険者記録（第1号被保険者（自営業者・フリーランス等）であること、基礎年金番号、氏名（漢字）、住所地（当基金の登録住所地は、必ず国民年金記録における住所地と同一である必要があります。）

※この他、「掛金一括納付申出書」裏面の注意事項もご確認のうえ、お申し込みください。

以上